

一般財団法人福岡県建築住宅センター

建築物省エネルギー性能表示制度評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る評価手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する評価手数料の額は、評価一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成28年7月19日より施行する。

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る申請手数料

(単位:円、税込(税率10%))

<ul style="list-style-type: none"> ●一戸建ての住宅 ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 	住戸数	1戸	単独審査		38,500	
			併願審査 (右記の評価・審査と合わせてBELS評価を受ける場合)	1	設計住宅性能評価のうち、5-1(断熱等性能等級)の評価を受けるもの	11,000
					長期使用構造等確認の依頼をするもの	
			2	設計住宅性能評価のうち、5-2(一次エネルギー消費量等級)の評価を受けるもの	5,500	
	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の依頼をするもの					
<ul style="list-style-type: none"> ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 			2-5戸	62,700		
			6-10戸	85,800		
			11-25戸	117,700		
			26-50戸	161,700		
			51戸以上	別途見積		

※ 計画変更の場合の手数料は上記審査料金(税抜)の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる(消費税は別途)。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円(税込)とする。

※ 評価書を再交付申請する場合の手数料は2,200円(税込)とする。